

平成21年度最高裁判所総合評価審査委員会（第3回） 議事概要

開催日及び場所	平成21年10月21日（水）最高裁判所中会議室
委員	<p>委員長 深尾 精一（首都大学東京都市環境学部教授）</p> <p>委員長代理 浦江 真人（東洋大学理工学部准教授）</p> <p>委員 伊室 亜希子（明治学院大学法学部准教授）</p> <p>大村 信之（経理局営繕課首席技官）</p> <p>酒井 孝雄（同 次席技官）</p>
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

(別添)

1 鹿児島地家裁加治木支部庁舎新営建築工事の総合評価について

議事(1) 入札結果について(報告)

競争参加資格確認業者11者のうち2者が入札を辞退した。飛鳥建設(株)が、技術評価点127.5点、評価値4.829で落札した。

(意見等なし)

2 熊本地家裁八代支部庁舎新営建築工事の総合評価について

議事(1) 入札参加者の状況について

申請業者数16者(うち競争参加資格確認業者数16者)である。

(意見等なし)

議事(2) 技術提案の評価結果について

性能・機能の評価項目(1.法廷,調停室等事件関係室の遮音性能を確保する施工上の工夫に関する提案,2.外壁コンクリート打放し面の品質及び施工レベル向上に関する提案)及び工事全般の施工計画の評価項目(敷地外構及び敷地周辺への配慮に関する提案)に係る競争参加資格確認業者から提出された技術提案と技術提案に基づく施工計画等の評価結果について説明。主な意見等は以下のとおり。

【事務局】

全部で574項目の技術提案(1者当たり36項目)があった。各評価項目の評価点の合計点の平均点は19.4点であった。技術提案の数が多い企業は、評価点も高い傾向にあると思われる。発注者としては、優れた提案は工事の品質向上に効果があるから、提案数が多くても実施してもらいたい、一方、技術力の差を評価点の差で表すという観点から、提案数を制限するなど、技術提案の求め方を工夫する必要があると思われる。意見を伺いたい。

【委員】

技術提案の数を多く出せるというのは企業に実力があるからであって、逆に実力がないうと出せないということもある。評価結果を見ても、提案を多く出したからといって、必ずしも評価されている訳ではない企業もある。応募する企業側から、提案を出すことが負担になっているという声が上がってきた場合には考えないといけないが、それほど負担でないとすれば、提案数を制限する必要はないのではないか。

【委員】

総合評価方式で発注した工事で出来た建物の品質等は、しっかりと評価されているのか。

【事務局】

静岡地簡裁庁舎が10月末に完成する。施工中に監督職員が、採用された技術提案の実施状況をチェックしながら作業を進めてきたところであり、その品質等について結果

を取りまとめる。

【事務局】

遮音性能に関して、遮音シートを貼る等、壁体の重量を増す提案があった。性能の向上という点では有効であるが、計画通知・構造計算のやりなおし、或いは構造計算への影響の有無について検討が必要となるため有効と認められない提案とした。意見を伺いたい。

【委員】

判断は妥当だと思う。

【事務局】

敷地外構等への配慮に関して、11者から交通誘導員を増員する提案があった。具体的な数値等で標準案より増員になることが明確な提案は有効と認められる提案とし、どの程度の増員となるのか不明な提案は標準案と同程度の提案であると評価した。意見を伺いたい。

【委員】

判断は妥当だと思う。

【事務局】

環境対策として、ゲート前の歩道に敷鉄板を設置する提案と、これに関連して、別項目として、敷鉄板に点字ブロックを貼る等の提案があった。敷鉄板の設置は前提条件として有効と認めず、これに関連する点字ブロックを貼る等の提案を有効と認められる提案とした。意見を伺いたい。

【委員】

点字ブロックを貼る等の提案は、敷鉄板を設置することによるデメリットを補う提案であるから、有効と評価するのは適切でない。点字ブロックを貼る等の提案を前提条件として、敷鉄板を設置することを有効と評価するのが適切である。委員会として、そのように評価することとする。

技術提案の評価は、それぞれの提案項目を個々に判断するのではなく、一連の提案を合わせて一つの提案として判断する仕方もあると思う。

3 その他

八代支庁舎新営建築工事の発注スケジュールについて

平成21年10月29日(木) 競争参加資格確認結果及び技術提案書採否通知予定

11月19日(木) 入札予定

11月20日(金) 開札予定

(意見等なし)